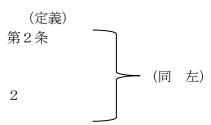
(前 略) (定義) 改

第2条 この規程において「教職員等」とは、本学 の役員、教職員、学生等で、本学において研究活 動を行うすべての者をいう。

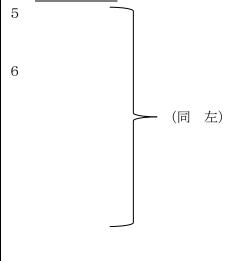
前

- 2 この規程において「教職員」とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている者をいう。
- 3 この規程において「学生等」とは、学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等(京都大学通則(昭和28年達示第3号)第5章に定めるもの)、研究生、研修員等(京都大学研修規程(昭和24年達示第3号)に定めるもの)その他本学に在学若しくは在籍し、又は受入れて修学又は研究に従事する者をいう。
- 4 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、本学の教職員等が研究活動(修学上行われる論文作成を含む。)を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は教職員等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。
 - (1) 捏造 <u>データ、研究結果等を偽造して、これを記録し、又は研究の報告若しくは論文等に利</u>用すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、<u>これにより変更・変造したデータ、</u> 結果等を用いて研究の報告、論文等を作成し、 又は発表すること。
 - (3) 盗用 他人のアイディア、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語を<u>当該他人の了解を得</u>ず、又は適切な表示をせずに使用すること。
- 5 この規程において「研究公正教育」とは、公正 な研究活動を行うために教職員等に求められる倫 理規範を修得等させるための教育をいう。
- 6 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。

(中略)



- 3 この規程において「学生等」とは、学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等(京都大学通則(昭和28年達示第3号)第5章に定めるもの)、研究生、研修員等(京都大学研修規程(昭和24年達示第3号)に定めるもの)その他本学に在学し、若しくは在籍し、又は受入れられて、修学し、又は研究に従事する者をいう。
- 4 (同 左)
 - (1) 捏造 <u>存在しないデータ、研究結果等を作成</u> し、論文等により発表すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた 結果等を真正でないものに加工し、論文等により発表すること。
 - (3) 盗用 他人のアイディア、分析・解析方法、 <u>データ、</u>研究結果、論文又は用語を<u>当該他人の</u> <u>了解又は適切な表示なく流用し、論文等により</u> 発表すること。



改 正 前

(研究公正部局責任者)

第4条 部局に、当該部局における公正な研究活動 の推進等に関し総括し、並びに研究公正教育及び その実施体制の整備等を行うため、研究公正部局 責任者を置き、部局の長(事務本部にあっては、 担当理事。以下同じ。)をもって充てる。

 $2 \sim 5$ (略)

(監督者等の責務)

- 第5条 教職員等を監督又は指導する地位にある者 (以下「監督者等」という。)は、当該監督又は指 導する教職員等に対し、公正な研究活動の推進等 に関し必要な指導等を行うものとする。
- 2 複数の研究者による共同研究の場合において は、研究代表者は、個々の研究者の役割分担・責任 を明確にするとともに、当該共同研究の研究活動の 全容を適切に把握するよう努めなればならない。 (教職員等の責務)

第6条 (略)

2 教職員等は、この規程及びこの規程に基づく研究公正部局責任者又は監督者等の指導等に従うとともに、第9条第<u>2</u>項に定める調査に協力しなければならない。

(中略)

(研究公正調査委員会)

- 第9条 教職員等について研究活動上の不正行為が 行われ、又はそのおそれがある場合に、<u>次項に定</u> <u>める</u>調査を行うため、総括者の下に研究公正調査 委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。
- 2 調査委員会は、第11条の通報があった場合、 当該通報に係る研究活動上の不正行為に関し必要 な調査を行う。
- <u>3</u> 調査委員会及び調査に関し必要な事項は、総長 が定める。

(受付窓口)

- 第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談(通報までに至らない段階の相談をいう。以下「通報等」という。)に対応するため、研究推進部研究推進課及び各部局に受付窓口を置く。
- 2 · 3 (略)

(通報の方法)

- 第11条 通報は、原則として書面(ファックス及 び電子メールを含む。以下同じ。)を受付窓口に提 出又は送付して行うものとする。
- 2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、 次の各号に掲げる事項を明示しなければならな

(研究公正部局責任者)

改

正

後

第4条 2~5 (監督者等の責務) 第5条

2 複数の研究者による共同研究の場合においては、研究代表者は、個々の研究者の役割分担・責任を明確にするとともに、当該共同研究の研究活動の全容を適切に把握するよう努めな<u>け</u>ればならない。 (教職員等の責務)

第6条 (同 左)

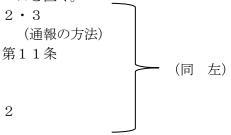
2 教職員等は、この規程及びこの規程に基づく研究公正部局責任者又は監督者等の指導等に従うとともに、第9条第<u>1</u>項に定める調査に協力しなければならない。

(研究公正調查委員会)

- 第9条 教職員等について研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある<u>旨の第11条の通報があった</u>場合に、<u>当該通報に係る研究活動上の不正行為に関し必要な</u>調査、指示等を行うため、総括者の下に研究公正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。
- 2 調査委員会及び調査に関し必要な事項は、総長 が定める。

(受付窓口)

第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談(通報までに至らない段階の相談をいう。以下「通報等」という。)に対応するため、研究推進部及び各部局に受付窓口を置く。



改 正 前

V10

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員 等の氏名又はグループ等の名称
- (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
- (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由
- 3 (略)
- 4 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに調査委員会に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報を行った者(匿名で行った者を除く。以下「通報者」という。)に通知するものとする。

- 5 受付窓口は、当該通報の対象に本学以外の機関 (以下「他機関」という。)に所属する者が含まれる又は当該通報の内容が本学に該当しない通報を受けた場合であって、当該通報の対象となる者が所属する他機関又は通報の内容について調査すべき他機関に当該通報に係る事案を回付する必要があると総括者が認める場合は、当該他機関に当該事案を回付するものとする。ただし、通報の内容が本学に該当しない場合にあっては、通報者に回付先その他必要な事項を事前に通知し、その同意を得なければならない。
- 6 第1項及び第2項に定めるもののほか、調査委員会は、報道により、又は学会、他機関等から研究活動上の不正行為が指摘された場合であって、第2項の事項が明示されている場合は、第1項の通報があったものとみなし、第9条第2項に定める調査を行うことができる。

(通報に関する相談の方法)

- 第12条 通報に関する相談は、受付窓口<u>に</u>書面<u>を</u> 提出若しくは送付<u>し、</u>又は電話若しくは面談によ り行うものとする。
- 2 (略)

(中略)

(悪意による通報に対する措置)

第18条 第9条第<u>2</u>項の調査を行った結果、研究 活動上の不正行為が認められなかった場合におい て、当該通報が通報者に不正の利益を得る目的、 (1)

改

正 後

- (2)
- (3)

3

4 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに調査委員会に報告するとともに、通報を受け付けた旨を、当該通報を行った者(匿名で行った者を除く。以下「通報者」という。)に通知するものとする。

─ (同 左)

- 5 受付窓口は、通報の内容が、研究活動上の不正 行為が行われようとしているもの又は研究活動上 の不正行為を求められているものであるときは、 速やかにその旨を調査委員会に報告するものとす る。
- 6 前項の報告を受けた調査委員会は、被通報者の 所属部局の研究公正部局責任者に対して通報内容 を報告し、事実確認のうえ必要に応じて被通報者 へ警告等を行うよう指示するものとする。
- 7 受付窓口は、通報の対象に本学以外の機関(以下「他機関」という。)に所属する者が含まれる場合又は通報の内容が本学に該当しない通報を受けた場合であって、当該通報の対象となる者が所属する他機関又は通報の内容について調査すべき他機関に当該通報に係る事案を回付する必要があると総括者が認めるときは、当該他機関に当該事案を回付するものとする。ただし、通報の内容が本学に該当しない場合にあっては、通報者に回付先その他必要な事項を事前に通知し、その同意を得なければならない。
- 8 第1項及び第2項に定めるもののほか、調査委員会は、報道により、又は学会、他機関等から研究活動上の不正行為が指摘された場合であって、第2項の事項が明示されている場合は、第1項の通報があったものとみなし、第9条第1項に定める調査を行うことができる。

(通報に関する相談の方法)

- 第12条 通報に関する相談は、受付窓口<u>への</u>書面 <u>の</u>提出若しくは送付又は電話若しくは面談により 行うものとする。
- 2 (同 左)

(悪意による通報に対する措置)

第18条 第9条第<u>1</u>項の調査を行った結果、研究 活動上の不正行為が認められなかった場合におい て、当該通報が通報者に不正の利益を得る目的、 改 正 前

他人に損害を加える目的その他の不正の目的(第 20条において「悪意」という。)によるものであ ると認められるときは、本学は通報者に対し、民 事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(中略)

(不利益取扱いの禁止)

第20条 本学及び教職員等は、研究活動上の不正 行為に関し受付窓口に通報等したことを理由とし て、当該通報者又相談者に対し不利益な取扱いを してはならない。ただし、通報に関して、通報者 に悪意が認められる場合は、この限りではない。

2 (略)

(後略)

改 正 後

他人に損害を加える目的その他の不正の目的(第20条において「悪意」という。)によるものであると認められるときは、本学は通報者に対し、民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 本学及び教職員等は、研究活動上の不正 行為に関し受付窓口に通報等したことを理由とし て、当該通報者又<u>は</u>相談者に対し不利益な取扱い をしてはならない。ただし、通報に関して、通報 者に悪意が認められる場合は、この限りではない。

2 (同 左)

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。